

措置公表年月日
 当初 平成16年5月14日
 最終 平成22年5月25日

平成14年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

【特定のテーマ：北海道電気事業会計、北海道工業用水道事業会計、財団法人北海道公営企業振興協会及びこれらに係る北海道の財務】

改善を要する事項	講じた措置
<p>第4 電気事業 4 電気事業に関する監査の結果 (1) 中古資産の耐用年数について 清水沢及び滝の上発電所の建設時期はそれぞれ昭和15年及び大正14年とかなり古く、平成6年4月1日時点での使用年数が12年間を超えると思われる資産が多く含まれていた。 この結果、本来適用すべき耐用年数よりも長い耐用年数による減価償却がなされており、減価償却額が不足となっている。 北炭真谷地炭鉱株式会社が保存していた帳簿には、昭和57年より前の記録が無かったため、記録の残っている期間を経過年数とみなしたとのことであるが、取得資産の中で金額的に大きな割合を占める建物や発電機などは、不動産登記簿や機械本体に記載されている製造年月から使用開始日が容易に推測できるものであり、適切な耐用年数の算出は可能であったと思われる。 平成6年4月に取得した資産について適切な耐用年数を適用して減価償却を実施した場合、包括外部監査人の計算では、平成14年3月末時点での減価償却不足額は73百万円と試算され、有形固定資産残高が同額過大に計上されていることになる。 できるかぎり早期に、現物調査等を行うことにより資産の取得時期を把握し、当該資産の耐用年数を修正するとともに、当該減価償却不足額は過年度の費用として特別損失に計上されるべきである。</p>	<p>清水沢及び滝の上発電所資産については、平成15年7月に現地調査を実施し、資産の耐用年数を見直し、修正しました。 また、この修正に伴う減価償却不足額は、過年度の費用として、平成15年度において特別損失として処理を行いました。</p>
<p>(2) 修繕引当金について 修繕引当金は、将来の修繕費の発生額と直接関係のない「標準修繕費」に基づいて計上されるべきではない。過去の修繕費の実績及び将来の合理的な予測に基づく、合理的で明確なルールを定める必要がある。 具体的には、通常の修繕に係る費用は過去一定期間の通常の修繕費の実績に基づいて計算し、将来の大規模修繕に係る費用については当該修繕費の見積金額の一定額を毎期費用として引当計上するという方法が考えられる。</p>	<p>修繕引当金については、「修繕費（修繕引当金）の取扱基準」を定め、修繕引当金の対象経費の明確化を図るとともに、過去の実績等を勘案した新たな修繕計画に基づく引当額及びその取扱いなどを決めました。</p>
<p>(3) 財団法人北海道公営企業振興協会の会計処理について 一般会計と特別会計の区分について 北海道企業局からの受託事業については、本部事務局と発電所等の現場における収支が各々別会計で処理されている。この背景には、広報啓発及</p>	<p>会計の区分については、平成15年度からは一般会計に一本化し、受託事業及び補助事業に係る収支がそれぞれ明確となるよう、科目で区分経理しました。</p>

<p>び地方公営企業に関する調査研究事業に固有の収入が僅少額であることから、受託事業収入により上記事業に係る経費も含めて賄わなければならないことがある。しかしながら、受託事業収入はあくまで発電所等に係る業務の受託に係る収入である。現在の一般会計と特別会計の区分は、この点を不明確にするため適当とはいえず、改善する必要がある。</p>	
<p>退職給与引当金について 退職給与引当金の会計方針は、会計規程に定めはないが、毎期給与総額の1ヶ月分を引当てている。日本公認会計士協会の公益法人委員会報告第7号「公益法人における退職給与引当金について」によれば、「退職給与引当金の額の決定方法について、公益法人会計は独自の方法を有するものではなく、期末要支給額計上方式または同方式の現価方式のいずれかを採用するのが適当であるとしている。これに従い改善する必要がある。また、退職積立預金の支出、退職金支出が全て一般会計で処理されている点は、一般会計と特別会計の区分の問題と整合していない。</p>	<p>退職給与引当金については、平成14年度から、期末要支給額計上方式としました。 なお、会計区分については、平成15年度から一般会計に一本化し、会計区分の整合を図っています。</p>
<p>5 電気事業に関する意見 (1) 建設仮勘定について 朝日発電所建設計画に係る建設仮勘定について 正常流量が決定していない段階では、同発電所の発電電力量も確定できないため、その収益性及び公益性の判断もできない状況にある。正常流量が決定される「天塩川水系河川整備基本方針」が策定され次第、同発電所建設計画の見直しを行い、建設計画の続行または中止を速やかに決定すべきと考える。もしも、建設計画が中止となった場合には、同発電所建設準備口として計上されている建設仮勘定280百万円には、資産性が認められなくなるため、中止が確定した年度において特別損失として全額費用処理することが必要である。</p>	<p>朝日発電所については、平成15年2月に「天塩川水系河川整備基本方針」が策定され、発電に使用できる水量が制限されたことから、その経済性が当初計画より低下することとなりました。 このため、関係機関で構成する「道営電気事業調整会議」の意見なども伺い、朝日発電所建設計画を中止することを決定し、同発電所の建設仮勘定280百万円については、平成15年度において特別損失として処理しました。</p>
<p>シューパロ発電所建設計画に係る建設仮勘定について シューパロダムの完成予定時期はすでに遅延しており、シューパロダムの建設費用が増大する可能性がある。その結果として、企業局が負担する金額も増大することが考えられるため、シューパロ発電所の建設事業については、シューパロダム建設の動向に留意する必要がある。</p>	<p>平成22年度以降の電気事業のあり方が不透明であったためシューパロ発電所及び電気事業全体の収支予測を行えない状況でありましたが、電力会社との間で平成22年度以降10力年の基本契約を締結したこと、また、平成21年7月8日付けで「公営企業の経営にあたっての留意事項」が国から通知され、各公営企業において収支計画を含めた「経営計画」を策定することが示されたことから、収支予測等を作成することとしました。</p>
<p>(2) 施設の投資計画 将来の事象は多くの不確定要素により構成されており、正確な将来予測を行うことは難しいが、長期的なプロジェクトを実行するためには、長期的な将来予測を行うことは不可欠である。また、</p>	<p>平成22年度以降の電気事業のあり方が不透明であったためシューパロ発電所及び電気事業全体の収支予測を行えない状況でありましたが、電力会社との間で平成22年度以降10力年の基本契約を締結したこ</p>

<p>電気事業全体の経済規模に比較して、新規の水力発電所の建設費用及びその後のランニングコストは大きな比重を占めることとなり、将来の電気事業の収支に大きな影響を与えるため、個々の発電所建設単体での収支予測だけではなく、建設した場合の電気事業全体の収支予測を行うことも必要である。さらに、電気事業を取り巻く環境は変化するものであるから、長期の収支予測を適時見直し、将来計画の軌道修正に役立てることが必要である。</p>	<p>と、また、平成21年7月8日付けで「公営企業の経営にあたっての留意事項」が国から通知され、各公営企業において収支計画を含めた「経営計画」を策定することが示されており、平成22年度中に収支予測等を作成します。</p>
<p>(3) コスト削減について コスト削減の必要性について 一定の条件の下ではあるが、現在の総括原価方式が維持されるという仮定に基づいて作成された長期収支予測に基づくシミュレーションにおいても、現在のコスト構造を変えなければ、将来の契約単価次第で資金残高が厳しい状況になることが想定される。 電力自由化の流れの中で、電力供給料金は認可制から届出制になり、また、一般事業会社等による発電事業への進出により、電力料金の値下げ圧力は年々強まりつつあることから、電気事業を取り巻く環境は一層厳しくなることが予測される。 企業局では、自らの収益性の確保のために、より一層の経費削減を早急に行うことが望まれる。</p>	<p>コストの削減については、平成16年度に「経営努力目標」の設定を行い、この目標の達成に向けて、管理事務所の統合、アウトソーシング、諸経費の削減など、経費削減に向けた具体的な推進方策の検討を行い、その結果を毎年度の予算編成や組織機構の見直しに反映させることとしております。 業務委託については、費用対効果、緊急時の体制などを含め、組織機構の見直しを図る中で段階的な委託化の検討を行っており、平成18年度に発電中央制御にかかる業務を委託したほか、平成19年度には天塩川・鷹泊の両発電管理事務所の統合を行い、併せて、岩尾内発電所・ポンテシオダムの保守管理業務の委託を行うなど、更なるコストの削減に努めております。</p>
<p>コスト削減のための提言（発電所管理業務の外部委託について） 企業局職員が発電所の管理・保守業務や中央制御装置の操作に直接携わることは必ずしも必要ではなく、民間企業の活用により、大幅な経費削減が実現可能であると思われる。 実際に、北炭真谷地炭鉱の閉山により企業局が譲り受けた滝の上発電所及び清水沢発電所においては、これまで当該発電所を管理・保守していた職員を再雇用し経費を節減できたという特殊事情はあるものの、企業局が全額出資する財団法人北海道公営企業振興協会へ、両発電所の管理・保守業務を委託することにより、企業局職員が管理・保守業務を行う場合と比較して、大幅な経費の削減を実現している。他の発電所についても、可能な限り業務の民間企業等への外部委託を図り、経費の削減を図る必要がある。企業局は、関係法令等の制約から電気、ダム水路・管理主任技術者等の業務、危機管理の面及び関係機関との調整業務などのため企業局職員を確保する必要があり、業務の全てを委託できるわけではないが、その他の管理・保守業務は外部委託により行い、企業局職員は事業の企画立案等の管理業務に特化するなども一つの案として考えられる。 仮に、現在3つの発電管理事務所の管理・保守業務の全てを民間企業等へ外部委託することにより、同業務に従事する企業局職員31名の人件費を</p>	<p>経費の削減を図るために、政策立案、内部管理や関係法令等により制限されている業務を除き、可能な限りのアウトソーシングの拡大を図ることとしています。 業務委託については、費用対効果、緊急時の体制などを含め、組織機構の見直しを図る中で段階的な委託化の検討を行っており、平成18年度に発電中央制御にかかる業務を委託したほか、平成19年度には天塩川・鷹泊の両発電管理事務所の統合を行い、併せて、岩尾内発電所・ポンテシオダムの保守管理業務の委託を行うなど、更なるコストの削減に努めております。</p>

<p>財団職員の人件費程度に削減すると、年間98,177千円の人件費が減少することと計算できる。</p>	
<p>(4) 発電所等所在市町への補助金交付について 当該補助金の交付理由としては、企業局発電所等設備が所在する地域の振興を目的としている。企業局が一部特定地域の振興を促進することの是非は問わないが、地域振興という目的達成のための手段の選択は一般的に困難である。つまり、公共施設の備品購入費用を企業局が負担することが、果たして地域振興に役立っているか否かの判断は、容易ではないということである。慣例化した補助金は財政支出の硬直化の要因となることがあり、また、補助金を受けた自治体の中には、補助金の効用を最大化させるための地域振興事業を実行する体制が整っていないために、公共施設の備品等の購入に補助金を充てることになるケースも考えられる。 地方財政の逼迫が叫ばれる中、一般会計とは独立した企業局においても、補助金が本来の目的に沿って有効に利用されているかどうかの検討を厳密に行うことが望ましい。</p>	<p>補助金の交付にあたっては、補助金の交付目的に沿った補助を行えるよう、補助対象経費等を明確にし、地域住民へのPRなどを明記した運用方針を平成15年度に策定し、補助金交付の趣旨及び運用方針などについて該当市町村に説明を行うなど、補助金交付の効果が最大限に発揮されるよう努めている。</p>
<p>第4 工業用水道事業 3 工業用水道事業に関する監査の結果 (1) 苫東工水における資金不足とその調達方法について 苫東工水に対して一般会計からの貸付けを行う際に、返済期限を明記していないが、これは貸付け対象がダム負担金であり、当面の間料金からの回収が見込まれないことなどから、当該資金の返済が長期に亘る可能性を考慮したものであると考えられる。 当該貸付け行為そのものは、地方公営企業法上も認められたものであり、かつ事務手続き上の不備はないが、現在の資金状況では、元利とも支払いは困難な状況にある。 これについて、企業会計では契約上支払いが猶予されていることを理由に支払利息の計上を行っていないが、契約書で明記されているのは支払いの猶予であり、支払いの免除ではないことから、会計上発生期間に応じて未払利息（借入れ当初から平成13年度末までの総額23百万円）を計上していくことが必要であると考えられる。 また、国に対するダム負担金等の還付要請は行われたが、還付額の決定までには相当の時間を要することが予想される。この間も、ダム関連支出のために調達された企業債に係る利息は発生しつづけるため、還付決定が遅れば遅れるほど道民の負担額が増大していくことになる。国に対してもこの状況を説明し、可及的速やかな還付を求めていくことが必要である。</p>	<p>一般会計からの長期借入金については、平成18年度の経営健全化計画に基づき、その元利金は未稼働資産として整理したところでありますが、一部対象外となった長期借入金に係る元利金については、経営健全化計画期間に整理することができないため、黒字化の達成後に指摘の点も踏まえて利息の未払い計上を行っております。 また、ダム負担金については平成18年に還付額が確定し、これを受け苫東工水の建設仮勘定の損失処理を含む予算について、平成18年第4回北海道議会の議決を得ており、その財務内容等については北海道企業局内のホームページなどにおいて公表しております。</p>
<p>(2) 新健全化対策における一般会計からの資金拠出規模について</p>	

<p>苦東工水について</p> <p>苦東工水については、今回の新健全化対策（工業用水道事業未稼働資産等整理経営健全化対策）に基づく未稼働資産の整理に際して、ダム負担金等の還付があっても、なお一般会計から多額の負担が生じることが見込まれる。</p> <p>また、企業局の自助努力の中には、今後苦東工水によって稼得される収益及び節約される費用のみならず、企業局全体として稼得される収益及び節約される費用が、新健全化対策の遂行の一翼を担うことになる。企業局並びに北海道は、これらの状況を受水企業をはじめ道議会等に説明し、その負担について理解を得る必要がある。</p>	<p>苦東工水に係る未稼働資産等の整理については、平成15年1月30日に国から経営健全化対策実施団体の指定を受けて策定した経営健全化計画に基づき、平成19年3月に未稼働資産等を整理し、一般会計から工業用水道事業会計に補助を行い、平成18-26年度までの経営健全化計画内に、工業用水道事業全体の黒字化を図ることとしています。</p> <p>経営健全化団体の申し出に当たっては、平成14年第4回定例道議会において、経営健全化計画の概要を説明し理解を得て進めてきています。</p> <p>受水企業に対しても、苫小牧地区工業用水道運営協議会を通じ、健全化計画について理解と協力を得てきており、今後についても理解と協力を得るよう努めていきます。</p>
<p>石狩工水について</p> <p>石狩工水に対する今後の一般会計からの拠出額の多寡は、ひとえに今後の需要実績が今回新健全化対策にあわせて新たに計画した需要想定どおりに増加するかどうかにかかっている。</p> <p>今回の予測は極めて長期にわたるもので、その良否については現時点で判断することは極めて困難であるが、石狩工水の需要予測については、分譲の状況、進出企業の業種、開発会社の民事再生法に基づく再建問題等その取り巻く環境は極めて厳しいものばかりである。事は将来の予測であるため、現時点で正否は不明であるが、これ以上一般会計からの負担を増やすことのないよう、少なくとも毎年需要想定達成状況を把握し、需要予測並びに需要喚起活動を随時見直していくことが必要である。また、石狩工水は新健全化対策の適用を受けたとしても、今後長期に亘り一般会計からの多額の支援なしには運営できない収支構造にある。工業用水道事業の場合、受益者が特定企業であることから、収支の不均衡について一般会計から支援を行うことが直接道民の利益に繋がるものではない。石狩工水の計画当初は石狩湾新港地域の基盤整備や地盤沈下防止等環境保全という目的があったが、上述のように企業進出が不確実である現状において、石狩湾新港地域の地盤沈下防止及び地下水の塩水化防止が一般会計からの資金拠出の論拠となると考えられる。また、これとて需要想定量の達成状況によってはどの程度の影響を及ぼすかは不確実な状況である。このような状況を踏まえて、石狩工水の健全化計画の実施にあたっては継続的に受水企業並びに道議会等から意見を聴取して運営していくべきである。</p>	<p>石狩工水の経営健全化を図るためには、当地域の需要の開拓は極めて重要であることから、平成14年度に「工業用水需要開拓促進委員会」を設置し、毎年度当初に策定する需要開拓促進年間行動計画により、企業訪問や広報などの営業活動に取り組んできており、平成18年1月には、企業誘致担当部や関係団体を加え組織を拡大し、活動の充実・強化を図ってきております。今後も、需要想定達成状況の把握に努め、企業誘致担当部等と連携しながら、積極的に需要開拓行動に取り組むとともに、石狩工水の経営状況等について、道議会へ報告や情報公開を行い、道民の理解を得ながら事業を行って参ります。</p>
<p>(3) 建設仮勘定の資産性について</p> <p>平成13年度の苦東工水建設仮勘定は総額32,092百万円で、その内訳としてダム建設負担金20,382百万円、ダム維持管理費負担金717百万円、建設中利息9,398百万円、その他1,595百万円が計上されている。</p> <p>これらについて、企業局では、特定多目的ダム</p>	<p>ダム負担金等の還付については、平成18年度の経営健全化計画策定時に損失処理をおこなったところです。平成19年7月のダム基本計画の変更告示に基づき、二風谷ダム使用権買取額分52億7,850万円については、平成20年5月までに全額受入れたところであり、また、沙流川総合開発事業負担金の還</p>

<p>法に基づき策定される「ダム基本計画」の変更が平成16年度末に行われ、この変更時に正式にダム降りが決定されることになるため、それを受けて翌年度から当該建設仮勘定のうち還付されない部分について損失処理を行うことを予定している。</p> <p>しかし、会計上の認識においては「ダム基本計画」との整合性が問題となるのではなく、あくまで北海道及び企業局としてダム降りの意思決定を行った時点が発生時点となる。この意味においては、北海道経済部が平成13年11月において北海道開発局からの照会に対して回答した時点が北海道及び企業局としての意思決定時点であると判断される。この場合、現在建設仮勘定に計上されている金額のうち、還付されると見込まれる部分については未収入金に振替え、還付されないと見込まれる部分については損失処理を行う必要がある。</p> <p>ただし、現時点では、ダム負担金及び関連経費の還付額が確定していないため、損失処理を行うべき金額も未確定である。このため、現状で上記損失処理が行われていないことは止むを得ないが、当該未確定事項が確定次第、速やかに上記の処理を行う必要がある。</p>	<p>付金の10億8千万円については、平成21年度に1億円が返還されております。今後とも、まだ返還されていない額について早期に還付されるよう経済部と連携し国に要望していきます。</p>
<p>(5) 工業用水道別原価計算及び料金単価の適正性について</p> <p>平成13年度工業用水道別損益計算書において、実際には、本局の人員が行う事務処理の中に苫東工水に関わるものが含まれているにもかかわらず、苫東工水が負担すべき本局人件費の人員配分が0人(平成12年度までは苫二工水の再配分として1名を配分)とされ、本局人件費は全く按分計上されていなかった。</p> <p>按分基準は給水料金改訂時における経済産業大臣への届出書類上、総括原価算定でも利用されるものであり、結果として各工水ユーザーが負担する給水料金へ転嫁されることとなる。従って、平成13年度の便宜的会計処理がそのまま総括原価算定で利用されると、苫東工水の一般管理費減少分が苫二工水の一般管理費増加となり、苫二工水のユーザーが負担してしまうこととなる。</p> <p>なお、按分基準が改訂となった平成13年度以降、苫二工水で給水単価改訂は実施されておらず、現段階では上記のような不合理性は発生していないが、早急に按分基準の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>一般管理費等の共通経費に係る各工水負担割合については、施設の給水能力を基本として按分しております。</p> <p>苫小牧地区における負担方法については、苫小牧地区の受水企業で構成する運営協議会等の検討結果等を踏まえながら、施設の運営方法などにあわせて按分基準の見直しを行っており、平成19年度の苫二、苫東工水の事業統合により、苫一工水と苫二東工水の給水能力による按分を基本としたところであります。</p>
<p>(6) 修繕引当金について</p> <p>各工水別により精緻な修繕計画等に基づいた将来修繕工事費用に対する当期負担額を見積り、引当金計上を実施することにより、工水別に捉えると引当金が赤残となるような状況は回避すべきである。また、幌別ダム浚渫工事のような大規模な修繕工事については、時期を想定した計画を策定し、その所要額を精査・把握しておき、引当不足が生じる場合の財源をどのように確保するかを検</p>	<p>修繕引当金については、平成21年度当初予算編成から修繕費(修繕引当金)の取扱の基準を定めており、修繕引当金の対象経費の明確化を図るとともに、施設別の修繕引当金が不足することのないよう、毎年度、大規模修繕の見込み等を加味して施設改良・修繕中長期計画の見直しを行っています。</p>

<p>討しておく必要がある。</p>	
<p>4 工業用水道事業に関する意見 (1) 苫小牧地区3工業用水道事業の統合管理について 苫東工水と苫二工水は統合を図ることとしているが、苫一工水と苫二工水における給水実態と給水料金の矛盾の解消が必要である。このためには、段階的に料金単価の差をなくし、将来的には苫一工水と苫二工水も一元管理することにより、より効率的な運営が可能になっていくものと思われる。</p>	<p>苫東工水については、平成18年度に未稼働資産を整理のうえ営業を廃止し、平成19年度から苫東工水の給水を苫二工水に引き継ぎ、苫二東工水として事業を実施しております。 また、苫小牧工水の一元化については、平成17年から苫小牧地区の受水企業で構成する苫小牧地区工業用水道運営協議会等において、平成23年度からの事業統合に向けて協議を行っています。</p>
<p>第5 電気事業及び工業用水道事業共通の事項について 1 各事業共通の事項に関する監査の結果 (1) 企業債利息の発生主義による計上について 支払利息は、期間の経過に従って計上される発生主義により計上される必要がある。 発生主義によらず、現金主義による会計処理を行っているために、利息支払日から年度末までの期間の負担とすべき支払利息が計上されておらず、本来、平成14年3月期貸借対照表に計上されるべきである未払企業債利息（工業用水道事業会計36百万円）が計上されていない。</p>	<p>電気事業会計の利息支払日から年度末までの期間の負担とすべき支払い利息については、平成15年度の最終補正で未払費用として計上しました。 工業用水道事業会計の利息支払日から年度末までの期間の負担とすべき支払い利息については発生主義によることとし、平成20年度の最終補正で未払費用として計上しました。</p>
<p>(2) 共通経費の配賦基準について 地方公営企業法施行令第20条の規定では、二以上の地方公営企業を通じて一の特別会計をもって経理する場合の方法として「各地方公営企業に関連する収益または費用は、当該事業年度における各地方公営企業に専属する収益または費用の総額等によってこれを按分し、それぞれ当該地方公営企業の収益または費用に整理しなければならない」とされている。 このことから各事業会計で直接認識することが困難な共通費用については、費目別に最も合理的な配賦の基準を設けるべきである。</p>	<p>電気事業及び工業用水道事業に係る共通費については、地方公営企業法施行令第20条の考え方を踏まえ、過去3ヶ年の事業費（経常経費）の決算額の平均値の割合を新たな配賦基準にすることとし、平成16年度予算から実施しています。</p>
<p>(3) 共通人件費の負担について 発電課及び工業用水道課職員の人件費は、各事業共通の人件費として取り扱うことは妥当ではなく、それぞれ電気事業会計及び工業用水道事業会計への人件費として取り扱うべきである。その上で、総務課及び幹部職員の人件費を、従事割合により按分するなどの明確な配賦基準を設けるべきである。</p>	<p>共通人件費の負担については、発電課及び工業用水道課職員の人件費について、それぞれの事業会計で支弁することに取扱を変更したほか、総務課及び幹部職員（公営企業管理者、企業局長及び次長）に係る人件費については、新たに設けた共通経費の配賦基準により按分することとし、平成16年度予算から実施しています。</p>
<p>(4) 退職金の負担について 事務職員の退職金は、地方公営企業における「経費の負担の原則」により一般会計が負担しているわけではない。そうであれば、企業局の損益計算の適正化の観点から、事務職員についても在籍期間を考慮した退職金の負担を行う必要がある。</p>	<p>退職金の一般会計等との負担の関係については、人事異動が双方向で行われており、将来の退職給付引当金額を厳密に見積もることは困難であること、また、事業会計間や年度間の格差が生じユーザーの不利益に繋がることから、今後、総務省における地</p>

	<p>方公営企業会計制度研究会の報告等を勘案したうえで、検討を進めることとしています。</p> <p>なお、期末要支給額方式の処理を行った場合、料金などへの影響が大きいことから、現在、向こう10年間の支給見込額を基本に引当を行っています。</p>
<p>(5) 退職給与引当金について</p> <p>電気事業会計と工業用水道事業会計で引当比率が異なることを説明するのは困難である。更には、工業用水道事業の料金算定要領はすでに平成11年7月に改定され、退職給与金は「適正に算定した額」によることと改められた。この点からも現在の算定方法は根拠を失っているといえる。また、事務職員分も含めた給与費の一定割合を退職給与引当金に計上しているが、一般会計が退職金の負担をしている実態を考えると、一貫性を欠くと言わざるを得ない。</p> <p>会計が様々な局面で料金算定に影響を受けている点は理解できるが、地方公営企業の経営成績を明らかにする観点からは妥当な処理とはいえ、改善する必要がある。</p> <p>また、退職給与引当金の会計方針については、料金算定要領に定めがあったのみで、企業局財務規程等に特に規定されておらず、採用した会計方針を財務規程等において明確にしておく必要がある。</p>	<p>退職給与引当金については、従来、料金算定要領等を基準として計上してきたが、今後は、将来10年間に必要と見込まれる退職給与金支給総額を均等割した額を単年度の退職給与金として計上することとし、平成16年度予算から実施しています。</p>
<p>2 各事業共通の事項に関する意見</p> <p>(1) 固定資産管理について</p> <p>準備品については、準備品受払簿を作成しているものの、調査が進まずラベルの貼付が進んでいないのが現状である。すでに過去の取得の経緯等が不明となっているものも多く、準備品受払簿と関連付けるラベルの貼付を全ての準備品に行うことは、現実的には困難であると思われる。経済性の発揮の観点からは、準備品については、少なくとも過去のものは、企業局の財産であることを確認できるラベル（例えば「企業局準備品」と書いたラベル）の貼付にとどめるなどの簡便な方法を検討してもよいのではないかとと思われる。</p>	<p>準備品については、企業局の財産であることが確認できるようラベルを貼付し、受払簿に記載しました。</p>
<p>(2) 管理事務所での支払事務について</p> <p>経費の圧縮が不可避となっている状況の下では、事務処理の効率化が緊急の課題である。すでに平成12年度において監査委員の検討事項とされているが、事務の効率化の観点から改善が望まれる。</p>	<p>管理事務所の支払事務については、平成15年度から事務所支払を本局支払とし、事務の効率化を進めています。</p>